

## 鳥取県立博物館改修整備基本構想検討経過

### 【平成 27 年度】

9月 2日 第1回鳥取県立博物館協議会（以下「協議会」という。）

- ・改修後の県立博物館の在り方の方向性を示す構想（鳥取県立博物館改修基本構想）の検討・作成方針について審議
- ① 基本構想の構成案 ② 基本構想検討の進め方（スケジュール等）

1月 25日 第2回協議会

- ・改修後の博物館の在り方に関する基本的な考え方（基本認識、設置目的、必要な機能等）について審議

### 【平成 28 年度】

4月 20日 第1回協議会

- ・委員の一部が交替したため、改修後の博物館の基本的な方向性について再審議

8月 4日 第2回協議会

- ・改修後の博物館の事業計画及び想定利用者数・運営費試算について審議

11月 18日 第3回協議会

- ・改修後の博物館の事業計画及び想定利用者数・運営費試算について再審議

3月 1日 第4回協議会

- ・改修後の博物館の事業計画について再審議
- ・改修後の博物館の施設計画（必要な機能と施設・設備のモデル、各室の配置変更図）について審議

### 【平成 29 年度】

4月 28日 第1回協議会

- ・美術館整備基本構想の概要及び平成 29 年 2 月定例県議会での美術館整備推進事業予算に係る議会の附帯意見を報告
- ・附帯意見に対する委員の意見を踏まえつつ、事業計画の修正案等を次回協議会で提案する旨を説明

8月 28日 第2回協議会

- ・協議会委員の追加（中尾委員）
- ・附帯意見を踏まえ、美術館との連携・役割分担、博物館に残す美術館機能等について審議 ⇒ 改修後の収蔵・展示方法を含め事業計画の修正案に反映

12月 7日 第3回協議会

- ・前回までの審議結果を踏まえた修正事業計画（案）、改修後の想定利用者数・運営費試算（案）及び運営方法等を加えて、「鳥取県立博物館改修整備基本構想（素案）」とし取りまとめて報告（施設・設備改修経費（案）の精査が必要なため、当該資料は「報告」として提出）

### 【平成 30 年度】

5月 11日 第1回協議会

- ・「鳥取県立博物館改修整備基本構想「中間まとめ」（案）」の審議



(案)

**鳥取県立博物館改修整備基本構想**

**中間まとめ**

平成30年○月○日

**鳥取県教育委員会**

## 目 次

<b>第1章 鳥取県立博物館の現状と課題</b>	1
1 県立博物館の現状	1
2 県博の課題	1
(1) 県民との連携・地域への貢献	1
(2) 多様なニーズに対応した基本業務の展開	1
(3) 戦略的な運営体制の整備	2
3 課題に対応した施設設備	2
(1) 現状・課題検討委員会の提言	2
(2) 教育委員会の方針	2
4 県博の在り方に関する基本認識	3
(1) 鳥取県の自然と人間の歩みの継承と活用	3
(2) 国内外の自然や人間の歩みの理解と交流	4
(3) 人づくり・地域づくりの推進	4
<b>第2章 県博の設置目的</b>	6
<b>第3章 必要な機能</b>	7
1 収集・保管	7
2 展示	7
3 調査研究	8
4 教育普及	8
5 県民・地域との協働・連携	9
<b>第4章 改修後の事業計画（想定）</b>	10
1 収集・保管関係	10
2 展示関係	10
3 調査研究関係	11
4 教育普及関係	11
5 地域・県民との連携・協力関係	12
<b>第5章 必要な施設・設備</b>	13
1 主な施設・設備と対応	13
<b>第6章 改修後の想定利用者数と運営経費見込み</b>	22
1 想定利用者数（見込み）	22
2 運営経費の試算	22
<b>第7章 より効率的な改修・運営計画手法の検討</b>	24
1 現状・課題検討委員会による提言	24
2 現状・課題検討委員会の提言に対応した検討状況	24
3 鳥取県PPP/PFI手法活用の優先的検討方針に基づく検討	25
<b>第8章 今後の進め方</b>	26

# 第1章 烏取県立博物館の現状と課題

## 1 烏取県立博物館の現状

鳥取県立博物館(以下「県博」という。)は、開館後40年以上経過し、施設面で次のような深刻な問題を抱えている。

- (1) 建物の老朽化により雨漏りが頻発し、構造的な脆弱化に至るおそれがある他、基幹設備も耐用年数を大幅に超過し、深刻な機能障害が発生しかねない状況にある。
- (2) 学術資料や美術作品の収集・保存に努めた結果、収蔵庫が過密化し庫外に保管せざるを得なくなっており、県民の宝である貴重な資料の散逸や毀損といった事態を招きかねない。
- (3) 来館者が利用可能な駐車スペースが絶対的に不足しており、周辺駐車場でも対応しきれず、自家用車や観光バスで来る方には不便を忍んでもらっている。
- (4) 施設設備の制約もあって常設展示の機動的更新、体験型展示の導入、県民の作品展の開催等が十分に出来ない。

## 2 県博の課題

こうした状況にある県博については、今まで凍結されてきたハード面の対応も含む抜本的な対策を早急に実施しなければならない。そのためには、県博のこれまでの取組を検証して問題点を明らかにし、必要な対策をゼロベースで検討する必要がある。こうした考え方に基づき昨年度、鳥取県立博物館現状・課題検討委員会が総合的に議論された結果、現在県博が抱えている諸課題とそれへの対応の方向性が、次のとおり整理された。

### (1) 県民との連携・地域への貢献

県博は、学術文化に関する県民のニーズに応えつつ、本県の学術文化の振興に寄与して、地域の活性化に資するような活動を展開することにより、人と物、人と人、過去と未来、地域の内と外をつなぐ結節点となり、内外の様々なヒト、モノ、コトが集う場となるべきだが、いまだそのような場となれてはいない。

もっと県民の参画・利用を促進しつつ、地域の様々な団体や機関と連携して、県民が自分達のものだと思えるような地域に根づいた施設となるよう努力すべきである。従来の枠組にとらわれず、地域振興に役立つ取組を積極的に展開し、鳥取県の魅力発信に努めていく必要がある。

### (2) 多様なニーズに対応した基本業務の展開

貴重な資料の収集保管・展示や教育普及活動、資料に関する調査研究等の業務を的確にこなすことができなければ博物館とはいえない。しかし近年、価値観の多様化が進み、これらの業務により対応すべき県民ニーズも高度・多様化する中にあって、県博は施設の物理的な制約もあり、こうしたニーズに即した業務展開を図っていない。

今後は、それらに的確に対応した業務を展開していくことにより、学術文化の面で県民の創造性を育み、鳥取県の魅力を強化して新たな交流と発展の核となるような施設づくりを進めていかなければならない。

### (3) 戰略的な運営体制の整備

地方財政の逼迫により厳しい経営環境に置かれる公立博物館が増える一方、住民の文化志向の高まりを受けて文化政策を重視する自治体も増加している。そんな状況下では博物館も、自らが社会の中で果たす役割を再確認し、これを社会に示して自身の存在意義を認めさせる必要があるが、県博はそれが十分にできていない。

今後はそうしたことが適切に行えるよう、県や住民が運営状況を継続的に把握・評価し、必要なら館の運営方針等も隨時見直すような仕組を整えていく必要がある。そのように運営されなければ、県民のための博物館として発展し続けることはできない。

## 3 課題に対応した施設整備

### (1) 現状・課題検討委員会の提言

以上の諸課題に現在の施設で対応しようとすれば、大規模な増改築や敷地拡張が必要となるが、現施設は国の史跡指定地内にあることから、それは不可能であり、県博に現在収まっている機能の全てを現施設内に維持したまま、各課題に対応していくことはできない。

一方で、現施設は老朽化が進んでおり耐震性も十分ではないが、改修や補強を行えば今後も博物館等として使用可能である。長年県民に親しまれた優れた建築物であり、鳥取市の中心部なのに緑の多い久松山下の旧鳥取城敷地内という好立地にある。現施設は今後も極力活用していくべきである。

従って、新たな施設を整備して現施設の機能の一部をそこに移転すべきだが、この際、狭隘化している収蔵庫のみを移転させるのは、保管資料の頻繁な搬出入に係る労力・時間・費用や損傷リスク等を考えれば適当でない。自然、歴史・民俗、美術の3分野のいずれかを移転させ、残りは現在の施設に残すのが適当である。

以上の考え方を基本として幅広く議論を重ね、県民と対話しながらどんな施設を整備するのが良いか検討し、県民的なコンセンサスを得て事業計画を固めていくようすべきである。

### (2) 教育委員会の方針

平成27年2月に県博が行った「鳥取県立博物館の今後の施設整備のあり方に関するアンケート」では、50.6%の方が3分野の中で「美術分野のための新たな施設を整備(現在の施設は自然分野と歴史・民俗分野のための施設に改修)」するのが良いとの回答を受け、こうした結果も踏まえ、鳥取県教育委員会としては、それが各分野の問題解決上最も効果的であること等から、美術分野を新たに整備する倉吉市内の施設(美術館)に移転し、現在の施設を残る自然、歴史・民俗の2分野のための施設に改修する方向で考えていくこととされた。

これらの対応については、新たな美術館の整備を先行させ、現在県博に収蔵されている作品や資料を、自然、歴史・民俗分野のものも含め当該美術館に一旦移転し、現施設を空にした上でその改修に取り掛かるのが適当である。そうしないと、貴重な収蔵資料等を毀損事故に係る損害保険に加入した上で県外の保管施設へ運搬し、そこに長期間保管しなければならなくなり、多大な経費がかかるからである。

従って、現施設の改修は数年以上先になるが、当該改修はどのような規模、内容のものとなるのか、改修後はどのように運営されるのかといったことは、新しい美術館

の在り方にも関わってくるので、自然・歴史系博物館としての基本的な方向性は、速やかに明らかにしていく必要がある。

鳥取県教育委員会はそのように考え、現在の県博の施設を自然、歴史・民俗の2分野のための施設に改修する場合の基本的な方向性を取りまとめた構想を策定すべく、一昨年度以来、鳥取県博物館協議会において精力的に審議をいただいてきた。それらのご意見等を踏まえた構想の取りまとめ内容はあくまで現時点のものであり、改修までには相当な年数を必要とすることから、適切な時期に情勢変化を踏まえた所要の見直し等を行う必要がある。

#### 4 県博のあり方に関する基本認識

我が国が人口減少時代へ移行する中にあって、地方は、少子・高齢化の進展に伴う人口や活力の減少に悩まされ続けている。こうした状況に対し最近では、各地域に固有の自然風土や歴史文化を再評価し、独自の貴重なものとして内外に発信して地域再生に成功する事例が増えてきている。

これは、それらが地域社会のあり様を規定しつつ住民の心のより所となって、そのアイデンティティと密接に結び付いているからである。単純な右肩上がり成長の時代が終わり、価値観の変化・多様化が進む中で、地域を再生し持続的に発展させていくためには、その中核としてこれら地域の個性の源を維持・継承しながら、国内外の多様な自然風土や歴史文化への理解も深め、それらとの比較・交流の中から新たな個性の展開へと進む基盤を創出することが重要になる。

それにもかかわらず鳥取県の自然、歴史、文化の精華を蓄積・伝播する基幹施設たる県博は、県民の宝とも言うべき保存資料を次世代に引き継ぐことさえ困難になっている。この状況を抜本的に改善する最良の方策が、前記3のとおり新たに美術館を整備し、現施設を自然・歴史博物館に改修することである以上、その推進は非常に重要な課題である。

こうした状況を踏まえれば、当該改修により生まれ変わる博物館は、前記2のような方向を目指すと同時に、次のとおり、鳥取県の自然や先人の歩みに関する資料を継承・活用しつつ、国内外との関係性への理解や交流も促進し、鳥取県創生のための人づくりや地域づくりをも推進する施設として整備される必要がある。

なお、新たな美術館が倉吉市内に整備されることにより、県東部における美術作品を鑑賞する機会や県民活動等が減少する懸念の声があることや平成29年度鳥取県立美術館整備推進事業予算に係る鳥取県議会からの附帯意見を踏まえ、改修後の県博でも美術分野の取り組みができる配慮も必要である。

##### (1) 鳥取県の自然と人間の歩みの継承と活用

鳥取県の豊かな自然とその中で営まれてきた人々の暮らしは、太古から様々に変化しつつ今日まで続き、未来へと連なっていく。これらが他のどの地域とも完全に同じではない独自の歩みを遂げて来た結果として、現在の我々の郷土や生活は他の地域と微妙にあるいは大きく異なっている。そのような変遷の歴史こそが、今この地域に生きる我々の個性やアイデンティティの源になっている。

それは、現在の我々の個性や生き方が、地域の自然と先人達のこれまでの歩みによ

って一定の指向性を付与されているということでもある。従って、それについて学ぶことは、明日の自分、次代の県民の進むべき道を探り、未来を切り拓いていくことに繋がる。この意味で、鳥取県の自然や歴史等を伝えていくことは、県民に未来への指針を提供することでもある。

こうした考え方に基づき県博では、太古以来の鳥取の自然と歴史・民俗の変遷を今に伝える自然史標本や歴史・民俗資料などを収集、研究し、県民への展示・普及に努めてきた。新しく生まれ変わる博物館は、その成果を引き継ぎつつ、色々な人がこうした資料を利活用できるようにして、県民が独自の自然や歴史に誇りと愛着を感じられるようになると同時に、それらを地域の個性・魅力として国内外に発信していくような施設とならなければならない。

## (2) 国内外の自然や人間の歩みの理解と交流

鳥取県の自然や歴史・民俗の独自性は、他との比較検証があつてはじめて見えてくるものである。また、グローバル化が進み、様々な価値観がせめぎ合う情報社会の中で地域の再生や発展を図っていくためには、国内外の様々な地域の自然や歴史も理解してその発展方向を考察し、自らと比較しつつ応用や交流を図るような広い視野と柔軟性が必要である。

他地域の特異な自然や人々の足跡等に触れ、対比、共感、反発等の反応をしていく中で、異質なものも受容して物事の本質を見極め、普遍的な真理を探求する知的態度が涵養される。それは、鳥取県の学術文化の高度で多様な発展を可能とし、他地域との連携と交流による地域創生の契機にもなる。

このため以前から県博は、地球史や進化史、全国的な歴史や民俗文化に関する展示や講座も行ってきたが、必ずしも十分なものではなかった。今後はこうした取組をより積極的に展開することで、県民の多様な知的探求を活性化して学術文化の発展基盤を強化し、様々な地域との連携・交流も推進して鳥取県の未来を拓く拠点施設になっていく必要がある。

## (3) 人づくり・地域づくりの推進

以上のように県博は、鳥取県の独自性を国内外の他地域との比較の中から明らかにし、地域の個性や魅力を内外に発信するとともに、多彩な学術文化を育てて未来を切り拓いていく施設に生まれ変わらせる必要がある。

この意味で特に重要なのは、次代を担う子ども達である。これから博物館は、子ども達が気楽に訪れ、知的好奇心の赴くままに様々な自然や歴史に触れられる場所にならなければならない。そこで幼い頃から独自で多様な自然や歴史・民俗文化に親しみ、地域への誇りや愛着、科学する心、文化を創る感性を培った人々は、将来にわたって鳥取県の学術文化を支え、魅力を高めるのに貢献する人材へと成長していく。

このような形で県民と協働し、県民に自分達の施設として支えて貰えるような博物館を創り上げ、それを核として、独自の自然風土や歴史文化に支えられ、多彩な学術文化に恵まれて心豊かに暮らせる地域づくりを進めていく必要がある。これには、県内各地の学校教育や地域活動と連携し、地域の特性に応じて様々な時間、場所、方法

で自然や先人の歩みの紹介等を行うのが効果的である。

しかし県内には、こうした取組の実行・継続が困難になっている地域もある。これを広域的に補完し再生・発展させることは、鳥取県の自然や歴史、民俗文化に関する教育、研究、学習等の基盤を強化し、地域の個性や魅力を高めていく上で非常に重要である。生まれ変わる博物館には、従来の社会教育施設としての展開に加えて、そんな役割も求められることになる。

---

## 第2章 県博の設置目的

---

前項に掲げたあり方の基本認識を踏まえ、改修後の県博の設置目的は次のとおりとする。なお、これらは現在であっても目的とすべきであることから、現施設で可能なものは、できる限り目的を達成する方向で取り組んでいくものとする。

- 1 鳥取県の美しく豊かな自然と変化に富んだ先人の歩みを確実に後世に伝えていくとともに、国内外の多彩な自然や人間の歩みへの理解を促す。
- 2 子ども達を始めとする県民が、独自の自然と先人の歩みに由来する鳥取県の個性や魅力を確認・強化しつつ、国内外の自然や人間の歩みの多彩さに触れて知的探求の幅を広げ、より深化させていくのを、学校教育と連携して支援する。
- 3 独自の自然風土や歴史文化に支えられ、多彩な学術文化に囲まれて心豊かに暮らせる地域を創り上げるのに貢献する。
- 4 独自で多彩な自然と人間の歩みを調査・紹介・普及することにより、国内外から多くの人を引き付け、様々なヒト・モノ・コトを結び付けて、新たな交流と発展の核となる。

## 第3章 必要な機能

前章の目的を達成するためには、改修後の県博には次のような機能を備える必要があり、改修前であっても対応可能な機能は果たしていく必要がある。

### 1 収集・保管

県博が収集し保管してきた自然や歴史・民俗に関する資料には、貴重な自然の賜物や先人の残した文物など、他に代わる物のない県民の宝とも言うべきものが数多く含まれている。将来様々な形で活用されることも念頭に、これらを次代に極力そのまま引き継いでいくのが、今を生きる我々の使命であり、その使命を果たすためには、宝を安全・確実に守り伝えることのできる機能を持った「蔵」が必要である。

特に近年では、標本収集家の物故や高齢化、過疎集落の伝統保持困難化等により博物館に収蔵しなければ失われてしまう資料が急増している。その受入れが限界に達している現状に鑑み、今後も増えいかざるを得ない博物館資料を適切に保管していける余裕のある「蔵」機能を、改修後には確保すべきである。そうしなければ、県民の協力により県民の宝を守り続けていくことはできない。

- ①鳥取県に関するものを中心に、地学、生物、歴史、民俗文化など自然と先人の歩みに関する貴重な資料を、国内法規や国際協定等を遵守しつつ、体系的・計画的・継続的に収集する機能
- ②収集した資料に関する情報を適切に記録・管理し、国内外における調査研究等に隨時活用・提供できる機能
- ③収集した資料を次世代に継承するために温湿度や照明が最適に保たれ、災害等に対しても安全な環境の下で適切に保存・管理し、観覧や閲覧、利活用が容易に行える機能
- ④美術館が県博で開催する鳥取藩ゆかりの作品展示等に対応した、一部の藩絵師作品等の収蔵機能。

### 2 展示

展示は、常設展示と、期間を限定して開催する企画展示の二つを行うものとする。

常設展示では、鳥取県の豊かな自然と先人の歩みを安定した知見に基づいて着実に伝えることを目的とするものとし、比較等のため国内外の自然や歴史・民俗も補足的に取り上げる。鳥取県の自然や歴史・民俗の独自性を理解するためには、地球史・進化史や日本史・世界史の中での相対的な位置づけや他地域の民俗文化と対比した場合の客観的な評価を知る必要があるからである。

その際には、地学・生物、歴史・民俗の各分野に関する専門的な展示とは別に、まとまりのある小地域ごとに、各学問分野を融合させ、過去からの流れを一つの物語として紹介するような展示も行っていく必要がある。未来が過去からの流れの先にある以上、変化の方向を見通し未来を創生していくためには、その流れを的確に見定める必要があるからである。

また、歴史・民俗分野の展示では、鳥取藩の歴史を紹介するコーナーにおいて藩絵師

作品等も歴史・民俗資料として展示する。

企画展示では、国内外の貴重な資料を展示して、自然と人間の歩みについて世界や日本の多様な状況をつぶさに紹介する機能と、鳥取県に関する最新の知見や新たな発見を紹介する機能を持たせるものとする。

また、これから博物館には、子ども達をはじめとする様々な人々が気軽に訪れて学べるようにすることや、県内外の色々な主体の参画・協働により自らの活動を補完・強化することが求められる。展示の面でも、それらに対応する機能の充実を図る必要がある。

- ①鳥取県の豊かな自然と変化に富んだ先人の歩みについて、當時、専門分野ごとに詳しく伝えるとともに、まとまりのある地域ごとに過去からの流れを物語的に紹介する機能
- ②自然と人間の歩みについて、隨時、国内外の貴重な資料を用いて世界や日本の多様な状況を伝えるとともに、鳥取県に関する最新の研究成果等を紹介する機能
- ③県東部でも県民等が継続的に美術系展覧会を観覧できる機能
- ④自然や歴史・民俗の研究者や愛好家等も博物館の展示に参画・協働することができる機能
- ⑤年齢や言語、障がい等にかかわらず来場者に親しんでもらえるような展示が行える機能

### 3 調査研究

県博が収集保管する自然や歴史・民俗に関する資料は、きちんと分類・分析され読み解かれて初めて、自然や生命のダイナミズムや当時の人々の思考・行動について、漸くその重い口を開く。また、県内各地に残る豊かな自然や歴史遺産、民俗行事等も鳥取県の自然の多様さや先人達の思いを今に伝える第一級の資料であるが、適切な調査研究が行われなければ、そうした価値を知られることもなく埋もれ失われていく。

このように重要な調査研究の体制が必ずしも十分でない現状に鑑み、改修後の県博は、館内外で円滑・適切な調査研究活動が展開できる機能を備えた施設とする必要がある。そのためには調査研究の面でも、館外の主体の参画・協力を得て博物館の活動を補完・強化するような取組やそれを支える機能を強化していくなければならない。

- ①収集した資料についての調査研究や、博物館の運営・活動に関する調査研究を集中的に行える機能と、調査研究に必要な資料や図書を迅速に参照等できる機能
- ②県博の収蔵資料を内外の研究者等が容易に調査・利活用できる機能
- ③調査研究の成果を反映した展示を行い、あるいはその成果を取りまとめた紀要を発行して、成果を県民等に還元する機能
- ④県内各地に残る豊かな自然や歴史遺産、民俗行事等を、大学や民間の研究者など館外主体の参画・協力を得て調査研究する機能

### 4 教育普及

これから県博は、独自で多彩な自然や人間の歩みについて学習・体験する機会を県民に提供し、その知的探求心の多様化・活性化を促して学術文化の発展基盤を強化することにより、鳥取県の未来を拓く拠点とならなければならない。そのためには、次代を担う子ども達をはじめとする様々な人々が、気軽に訪れて学習する社会教育施設と

しての在り方を一層強化していく必要がある。

この意味で従来にも増して重要なのが、学校教育との連携である。学校教育の中でも地域学習は重視されており、子ども達が等しく地域の自然や歴史の独自性や価値について理解を深められるよう、展示や博学連携プログラム等を充実していく必要がある。従来から行っている講座や観察会なども、多様化した学習ニーズに応じて、館内外で個別にきめ細かく実施していかなければならない。

- ①学習ニーズや学習内容に応じて最も適切な手法、設備等を駆使し、自然や人間の歩みを効果的に学習・体験する機会を、県民に等しく提供する機能
- ②学校教育における地域学習を、館内外で効果的に支援できる機能
- ③年齢や言語、障がい等にかかわらず、様々な人々が参加できる学習・体験プログラムを提供する機能
- ④学芸員等を学校や公民館等に派遣し、各地域の児童・生徒や一般住民を対象として、上記のようなプログラムを実施する機能
- ⑤県博から離れた地域に対しては、上記のほか資料貸出しや出張展示等により博物館資料に触れる機会を提供する機能
- ⑥博学連携の強化や館内の活動拡充、幼稚園・保育園や学校と連携した博物館利用を促進する機能

## 5 県民・地域との協働・連携

独自で多彩な自然や人間の歩みについて学ぶ機会を県民に豊富に提供し、県民と協働して自然や歴史・民俗文化を活かした地域づくりに貢献するような博物館とするのではなければ、多額の経費をかけて改修することに県民の理解は得られない。

今後は、展示や教育普及の機能を充実するほか、自然や人間の歩みについて県民が自発的に学習するのを支援する機能や、地域の様々な主体と連携して独自の自然と歴史を持つ鳥取県の魅力を発掘・発信する機能も強化していく必要がある。こうした機能が弱いと、県民に自分達の施設として支えて貰えるようにはならない。

- ①自然や先人の歩みを自発的に学ぶ県民に対して、学芸員等が専門的な指導・助言を行う機能と、必要に応じて博物館の資料や図書の検索、閲覧等のサービスを提供することができる機能
- ②自然や人間の歩みに関し、他の博物館や資料館、大学等の研究機関、民間の研究者や愛好家などと協力・連携して、イベントの開催その他様々な連携事業を推進する機能
- ③県民の様々な活動成果を展示・発表する場の提供や県内博物館等への指導・助言や巡回展示等による連携・交流を推進する機能

## 第4章 改修後の事業計画（想定）

前章に掲げた機能を果たしていくため、改修後の県博においては、それぞれ次の対策や事業を展開していく必要があり、当然のこととして、改修前であっても可能なものはできる限り実践するものとする。

### 1 収集・保管関係

#### ★特徴：収蔵庫の常時観覧（一部収蔵庫にガラス窓設置）

##### （1）鳥取県の自然や歴史・民俗に関する資料の収集

- ・鳥取県に関する地学、生物、歴史・民俗などの資料を体系的に収集し、県民の共有財産として継続的に充実させていく。

##### （2）収集資料の保管と活用

- ・収集した資料を適切、安全な環境の下で保存・管理し、国内外の研究者等の利活用を促進するとともに、一部の収蔵庫にはガラス窓を設置し、資料の保管の様子を来館者がいつでも観覧できるようにする。

※収蔵庫の常時観覧は、庫内の資料に悪影響が出ない方法で行う。

- ・常設展示や企画展示で継続的に鳥取藩ゆかりの藩絵師作品及び吉田璋也に代表される民芸運動による工芸品（以下総称して「藩絵師作品・ゆかりの民工芸作品」という。）の展示又は展覧会を開催することに対応するため、一部の藩絵師作品・ゆかりの民工芸作品を引き続き収蔵する。

### 2 展示関係

#### 常設展示

#### ★特徴：「資料」が語る展示

##### （1）鳥取県を知るための融合展示

- ・鳥取県の自然、歴史・民俗の重要な「資料」を紹介し、その資料にまつわる様々な話を自然、歴史・民俗などの分野の壁にとらわれず、資料自身が語るように伝えていくことのできる展示室を新たに設け、本県の自然的・歴史的な個性を総合的に把握・理解してもらえるようにする。
- ・県民とともに作り上げることを心がけ、展示室内から議論が生まれる「学びの空間」となり、ここから鳥取県の新しい価値観が創り出されるようにする。

##### （2）鳥取県に関する分野別展示

- ・鳥取県の地学、生物、歴史・民俗の各分野について、学芸員の調査研究やその他の最新の研究成果などを踏まえた専門的な知見をわかりやすく展示する。
- ・期間限定で展示替えするコーナーを設け、新収蔵コレクションや最新の話題を速報展示する。それらについては、学芸員以外の研究者や愛好家等も参画・協働できるようにする。
- ・歴史・民俗分野の常設展示において、鳥取藩の歴史を物語る藩絵師作品や当時の美術工芸品を歴史・民俗資料として混合展示を行う。

## 企画展示

★特徴：自然や歴史・民俗分野の展覧会は、2ヶ月程度にわたる長期開催（県民の観覧機会の充実）

### (3) 国内外の貴重な資料を観覧できる展覧会（年1回程度）

- ・自然と人間の歩みについて世界や日本の多様な状況を学ぶことのできる機会を県民に提供する。

### (4) 鳥取県の自然や歴史・民俗に関する展覧会（年1回程度）

- ・鳥取県に関する最新の知見や新たな発見を紹介し、本県のアイデンティティ強化に資する。

※学芸員を増員し、展覧会の回数を増やすことも検討する。

### (5) 県立美術館（仮称）主催の美術系展覧会等の開催

- ・東部地域でも県民等が継続的に美術展覧会を観覧できる機会を確保する。

## 3 調査研究関係

★特徴：「収蔵資料」に基づく開かれた調査研究活動

### (1) 収集資料の整理と研究

- ・収集した資料を活用できるよう、整理と登録を優先的に行っていく。
- ・整理された資料を、県外の機関とも連携しながら、精力的に調査研究し、鳥取県の“過去”と“現在”を明らかにしていく。

### (2) 目録・データベースの提供と『研究報告』の発行

- ・登録された資料を目録・データベースとして提供し、また調査研究成果を『研究報告』として定期的に発行する。このことで、成果を県民等に還元するとともに、国内外の研究者等の参画・協力を得やすくする。

## 4 教育普及関係

★特徴：100人以上が収容できる多目的大スペース（講演、講座、昼食会場など）を核に

### (1) 講座・講演会・観察会・ワークショップ等の充実

- ・様々な使用形態に対応可能な多目的大スペースを新たにリノベーションして、学校など大人数の団体や幅広い来館者を対象に、多様な学習ニーズに応える機会（例：大講演会、会場を仕切ってのワークショップ、パネル発表、実験実習など）を提供する。
- ・年齢や言語、障がい等にかかわらず、様々な人々が参加できる学習・体験プログラムを提供する。
- ・学芸員の仕事（資料の整理や調査、展示の準備など）を紹介するプログラム等も実施し、博物館活動への理解や関心を深め、積極的な参画を促す契機とする。

### (2) アウトリーチ活動

- ・博物館から離れた地域を重点に、公民館や学校等への学芸員派遣、テーマを定めた貸出し資料キットの作成、県内各地における出張展示などを行い、全ての県民に主体的な学習の機会を提供する。
- ・その際には、県内の他の博物館（類似施設）と連携しつつ、役割を分担し、各地域における学習機会の格差是正と学習内容の個性化を図る。

### (3) 学校教育活動の支援

- ・学校教育における博物館利用を促進するため、博学連携を強化するとともに、社会見学や遠足、授業等でクラスを挙げて来館した際には、多目的大スペースを活用することで、来館者サービスの充実を図りつつ、活動内容も拡充する。
- ・小学校と連携し、発達段階に即した博物館利用法を考えていき、県内のすべての小学生が有効に利用できるようにする。

## 5 地域・県民との連携・協力関係

### ★特徴：県民の生涯学習の場

#### (1) ボランティアや任意団体等による博物館活動の活性化

- ・資料の整理や登録、自然標本の同定、古文書の解読などをボランティア等に支えてもらって着実に推進する。同時に、ボランティアたる県民に生涯学習の機会を提供し、博物館事業と県民活動との融合を図る。

#### (2) 研究機関等との連携事業の推進

- ・大学等の研究機関や民間の研究者や愛好家などと協力・連携して、多種多様なシンポジウム、研究発表会等を開催し、多岐にわたる研究活動を展開する。

#### (3) 県民の活動成果の発表機会の提供

- ・企画展示室を県民の様々な活動成果等を展示・発表する場として積極的に提供する（貸し館）。展示・発表の内容については、自然、歴史・民俗関係に限定せず、産業や芸術など県民の幅広い活動の成果発表等に活用できるようにする。

#### (4) 県内他館との連携

- ・県内に市町村や民間団体が設置している博物館（類似施設）に対し、収蔵資料の整理・保管や展示方法の改善について助言・指導を行ったり、共同で巡回展示や連携講座を実施したりして、それらの施設との連携・交流を強化する。

## 第5章 必要な施設・設備

### 1 主な施設・設備と対応

前2章の考え方沿った機能や諸事業を展開するためには増改築が望ましいが、現施設が国の史跡指定地域内に立地するために増築が困難であることから、既定の延床面積の範囲内で工夫していく必要がある。

そこで、第3章で掲げた機能に対応し、第4章で想定した事業を展開することを前提として、当該事業を展開するための必要面積(理想)と現施設内で対応するための再配置について、〔表1 必要な機能と施設・設備のモデル〕及び〔図 改修後の各階・室の再配置〕で示した。

その結果として、〔表2 各室面積等の現状と改修後の比較〕のとおり、自然及び歴史・民俗分野が利用できる収蔵庫の面積は相当程度増加するものの、耐震・老朽化対策工事によって表2中の増面積が若干減少すると見込まれる。

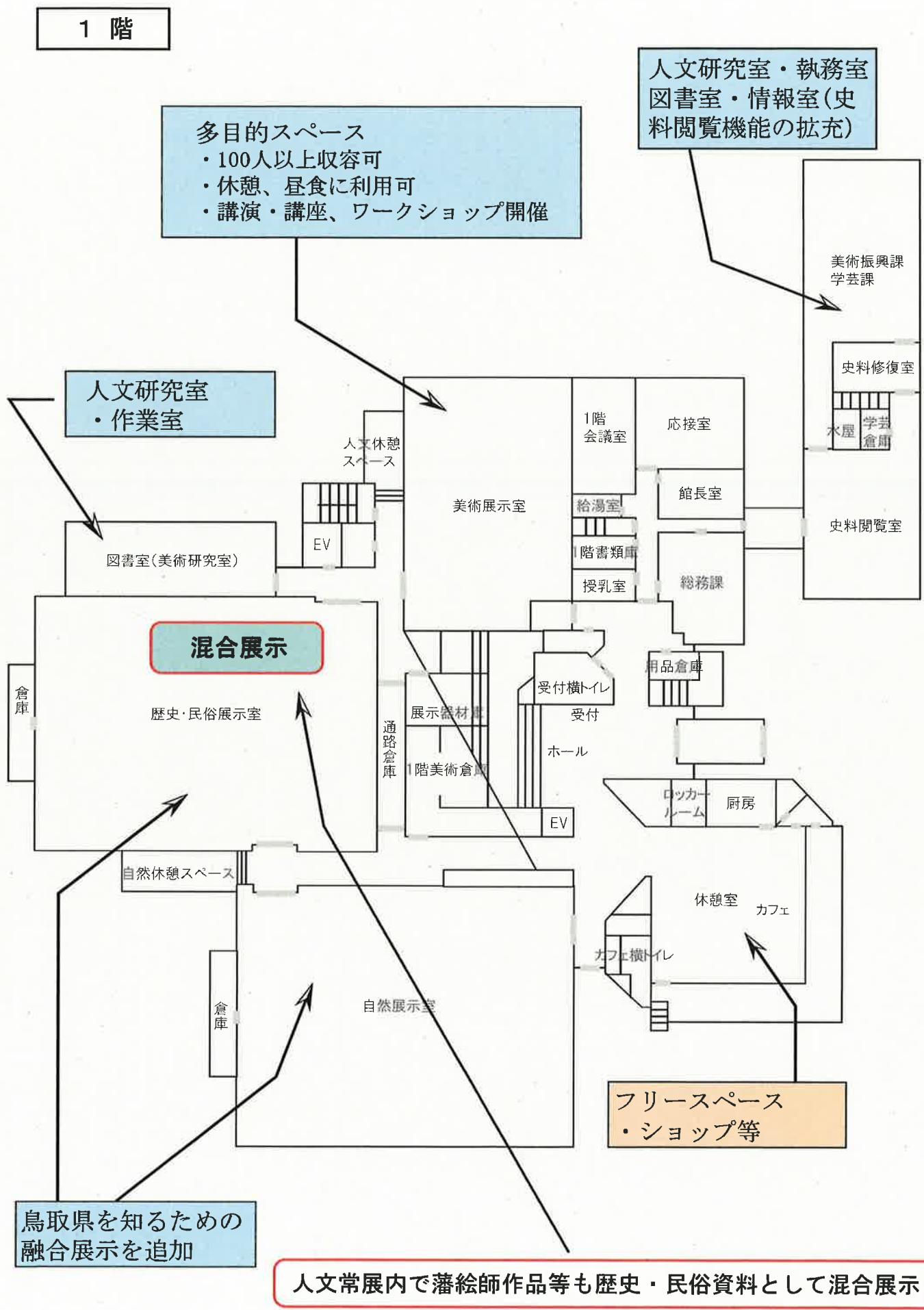
なお当館は、「鳥取県PPP／PFI手法活用の優先的検討方針」(平成28年3月29日制定)により、現施設の改修整備を進めるにあたり、従来型手法(県の直営実施)に優先してPPP／PFI手法を検討するなど具体的な整備手法について工夫を図っていくこととなるが、県立美術館整備スケジュールを踏まえての改修整備となり、相当の年数が必要となることから、改めて、適当となる時期において施設・整備改修費等も含めた具体的な検討を進めいくこととする。

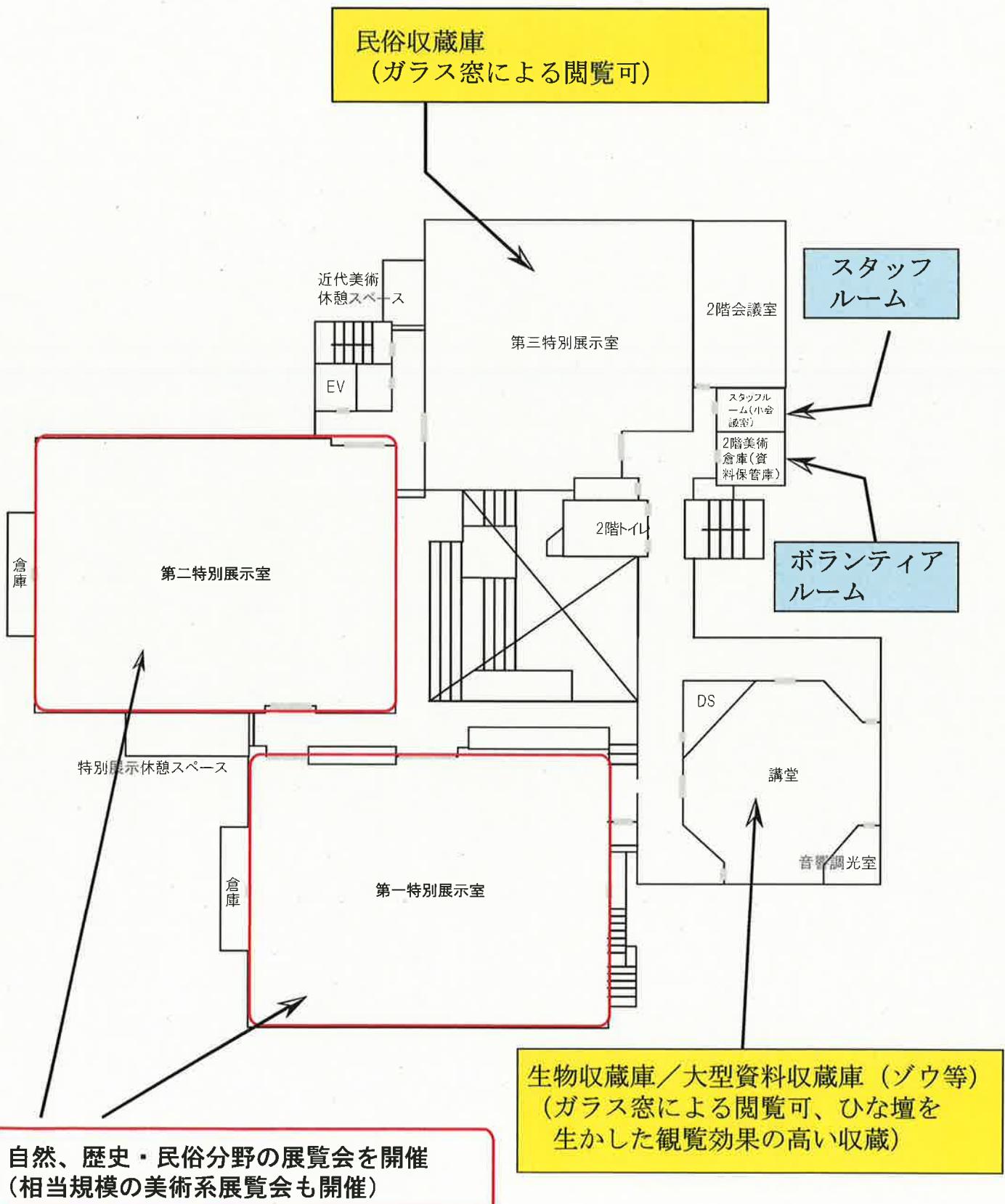
[表1]必要な機能と施設・設備のモデル

必要な機能		事業計画
1 収集保管	<p>① 鳥取県に関するものを中心、地学、生物、歴史、民俗文化など自然と先人の歩みに関する貴重な資料を、国内法規や国際協定等を遵守しつつ、体系的・計画的・継続的に収集する機能。</p> <p>② 収集した資料に関する情報を適切に記録・管理し、国内外における調査研究等に随時活用・提供できる機能。</p> <p>③ 収集した資料を次世代に継承するために温湿度や照明が最適に保たれ、災害等に対しても安全な環境の下で適切に保存・管理し、観覧や閲覧、利活用が容易に行える機能。</p> <p>④ 美術館が県博で開催する鳥取藩ゆかりの作品展示等に対応した、一部の繪師作品等の収蔵機能。</p>	<p>【鳥取県の自然や歴史・民俗に関する資料の収集】 (1)・鳥取県に関する地学、生物、歴史・民俗などの資料を体系的に収集し、県民の共有財産として継続的に充実させていく。</p> <p>【収集資料の保管と活用】 ・収集した資料を適切・安全な環境の下で保存・管理し、国内外の研究者等の利活用を促進するとともに、一部の収蔵庫にはガラス窓を設置し、資料の保管の様子を来館者がいつでも観覧できるようにする。</p> <p>(2)※収蔵庫の常時観覧は、庫内の資料に悪影響が出ない方法で行う。 ・常設展示や企画展示で継続的に鳥取藩ゆかりの繪師作品及び吉田璋也に代表される民芸運動による工芸品(以下総称して「藩絵師作品・ゆかりの民工芸作品」という。)の展示又は展覧会を開催することに対応するため、一部の繪師作品・ゆかりの民工芸作品を引き続き収蔵する。</p>
2 展示	<p>① 鳥取県の豊かな自然と変化に富んだ先人の歩みについて、常時、専門分野ごとに詳しく伝えるとともに、まとまりのある地域ごとに過去からの流れを物語的に紹介する機能。</p> <p>② 自然と人間の歩みについて、随時、国内外の貴重な資料を用いて世界や日本の多様な状況を伝えるとともに、鳥取県に関する最新の研究成果等を紹介する機能。</p> <p>③ 鳥取県でも県民等が継続的に美術系展覧会を観覧できる機能。</p> <p>④ 自然や歴史・民俗の研究者や愛好家等も博物館の展示に参画・協働ができる機能。</p> <p>⑤ 年齢や言語、障がい等にかかわらず来場者に親しんでもらえるような展示が行える機能。</p>	<p>【常設展示】……「資料」が語る展示 【鳥取県を知るための融合展示】 ・鳥取県の自然、歴史・民俗の重要な「資料」を紹介し、その資料にまつわる様々な話を自然、歴史・民俗などの分野の壁にとらわれず、資料自身が語るように伝えていくことのできる展示室を新たに設け、本県の自然的、歴史的な個性を総合的に把握・理解してもらえるようにする。</p> <p>(1)・県民とともに作り上げることをかけ、展示室内から議論が生まれる「学びの空間」となり、ここから鳥取県の新しい価値観が創り出されるようにする。</p> <p>【鳥取県に関する分野別展示】 ・鳥取県の地学、生物、歴史・民俗の各分野について、学芸員の調査研究やその他の最新の研究成果などを踏まえた専門的な知識をわかりやすく展示する。</p> <p>(2)・期間限定で展示替えするコーナーを設け、新収蔵コレクションや最新の話題を速報展示する。それらについては、学芸員以外の研究者や愛好家等も参考・協働できるようにする。</p> <p>・歴史・民俗分野の常設展示において、鳥取藩の歴史を物語る藩絵師作品や当時の美術工芸品を歴史・民俗資料として混合展示を行う。</p> <p>【企画展示】……自然や歴史・民俗分野の展覧会は、2ヶ月程度にわたる長期開催(県民の観覧機会の充実) ※学芸員を増員し、展覧会の回数を増やすことも検討する。</p> <p>【国内外の貴重な資料を観覧できる展覧会(年1回程度)】 (3)・自然と人間の歩みについて世界や日本の多様な状況を学ぶことのできる機会を県民に提供する。</p> <p>【鳥取県の自然や歴史・民俗に関する展覧会(年1回程度)】 (4)・鳥取県に関する最新の発見や新たな発見を紹介し、本県のアイデンティティ強化に資する。</p> <p>【県立美術館(仮称)主催の美術系展覧会等の開催】 (5)・東部地域でも県民等が継続的に美術展覧会を観覧できる機会を確保する。</p>
3 調査研究	<p>① 収集した資料についての調査研究や、博物館の運営・活動に関する調査研究を集中的に行える機能と、調査研究に必要な資料や図書を迅速に参照等できる機能。</p> <p>② 県博の収蔵資料を内外の研究者等が容易に調査・利活用できる機能。</p> <p>③ 調査研究の成果を反映した展示を行い、あるいはその成果を取りまとめた記要を発行して、成果を県民等に還元する機能。</p> <p>④ 県内各地に残る豊かな自然や歴史遺産、民俗行事等を、大学や民間の研究者など館外主体の参画・協力を得て調査研究する機能。</p>	<p>……「収蔵資料」に基づく開かれた調査研究活動 【収蔵資料の整理と研究】 (1)・収集した資料を活用できるよう、整理と登録を優先的に行っていく。 ・整理された資料を、県外の機関とも連携しながら、精力的に調査研究し、鳥取県の「過去」と「現在」を明らかにしていく。</p> <p>【目録・データベースの提供と「研究報告」の発行】 (2)・登録された資料を目録・データベースとして提供し、また調査研究成果を「研究報告」として定期的に発行する。このことで、成果を県民等に還元とともに、国内外の研究者等の参画・協力を得やすくなる。</p>
4 教育普及	<p>① 学習ニーズや学習内容に応じて最も適切な手法、設備等を駆使し、自然や人間の歩みを効果的に学習・体験する機会を、県民に等しく提供する機能。</p> <p>② 学校教育における地域学習を、館内外で効果的に支援できる機能。</p> <p>③ 年齢や言語、障がい等にかかわらず、様々な人々が参加できる学習・体験プログラムを提供する機能。</p> <p>④ 学芸員等を学校や公民館等に派遣し、各地域の児童・生徒や一般住民を対象として、上記のようなプログラムを実施する機能。</p> <p>⑤ 博物館から離れた地域に対しては、上記のほか資料貸出しや出張展示等により博物館資料に触れる機会を提供する機能。</p> <p>⑥ 博物館連携の強化や館内での活動拡充、幼稚園・保育園や学校と連携した博物館利用を促進する機能</p>	<p>……100人以上が収容できる多目的大スペース(講演、講座、昼食会場など)を核に 【講座・講演会・観察会・ワークショップ等の充実】 (1)・様々な使用形態に対応可能な多目的大スペースを新たにリバースショットして、学校など大人気の団体や幅広い来館者を対象に、多様な学習ニーズに応える機会(例: 大講演会、会場を仕切ってのワークショップ、パネル発表、実験実習など)を提供する。</p> <p>・年齢や言語、障がい等にかかわらず、様々な人々が参加できる学習・体験プログラムを提供する。</p> <p>・学芸員の仕事(資料の整理や調査、展示の準備など)を紹介するプログラム等も実施し、博物館活動への理解や関心を深め、積極的な参画を促す機会とする。</p> <p>【アウトリーチ活動】 (2)・博物館から離れた地域を重点に、公民館や学校等への学芸員派遣、テーマを定めた貸出し資料キットの作成、県内各地における出張展示などを行き、全ての県民に主体的な学習の機会を提供する。</p> <p>・その際には、県内の他の博物館(類似施設)と連携しつつ、役割を分担し、各地域における学習機会の格差是正と学習内容の個性化を図る。</p> <p>【学校教育活動の支援】 (3)・学校教育における博物館利用を促進するため、博学連携を強化するとともに、社会見学や満足、授業等でクラスを挙げて来館した際には、多目的大スペースを活用することで、来館者サービスの充実を図りつつ、活動内容も拡充する。</p> <p>・小学校と連携し、発達段階に即した博物館利用法を考えていき、県内のすべての小学生が有效地に利用できるようにする。</p>
5 の 協 働 ・ ・ 連 地 域 と	<p>① 自然や先人の歩みを自発的に学ぶ県民に対して、学芸員等が専門的な指導・助言を行う機能と、必要に応じて博物館の資料や図書の検索、閲覧等のサービスを提供することができる機能。</p> <p>② 自然や人間の歩みに關し、他の博物館や資料館、大学等の研究機関、民間の研究者や愛好家などと協力・連携して、イベントの開催その他様々な連携事業を推進する機能。</p> <p>③ 県民の様々な活動成果を展示・発表する場の提供や県内博物館等への指導・助言や巡回展示等による連携・交流を推進する機能</p>	<p>……県民の生涯学習の場 【ボランティアや任意団体等による博物館活動の活性化】 (1)・資料の整理や登録、自然標本の同定、古文書の解説などをボランティア等に支えてもらって着実に推進する。同時に、ボランティアたる県民に生涯学習の機会を提供し、博物館事業と県民活動との融合を図る。</p> <p>【研究機関等との連携事業の推進】 (2)・大学等の研究機関や民間の研究者や愛好家などと協力・連携して、多種多様なシンポジウム、研究発表会等を開催し、多岐にわたる研究活動を展開する。</p> <p>【県民の活動成果の発表機会の提供】 (3)・企画展示室を県民の様々な活動成果等を展示・発表する場として積極的に提供する(貸し館)。展示・発表の内容については、自然、歴史・民俗関係に限定せず、産業や芸術など県民の幅広い活動の成果発表等に活用できるようにする。</p> <p>【県内他館との連携】 (4)・県内に市町村や民間団体が設置している博物館(類似施設)に対し、収蔵資料の整理・保管や展示方法の改善について助言・指導を行ったり、共同で巡回展示や連携講座を実施したりして、それらの施設との連携・交流を強化する。</p>

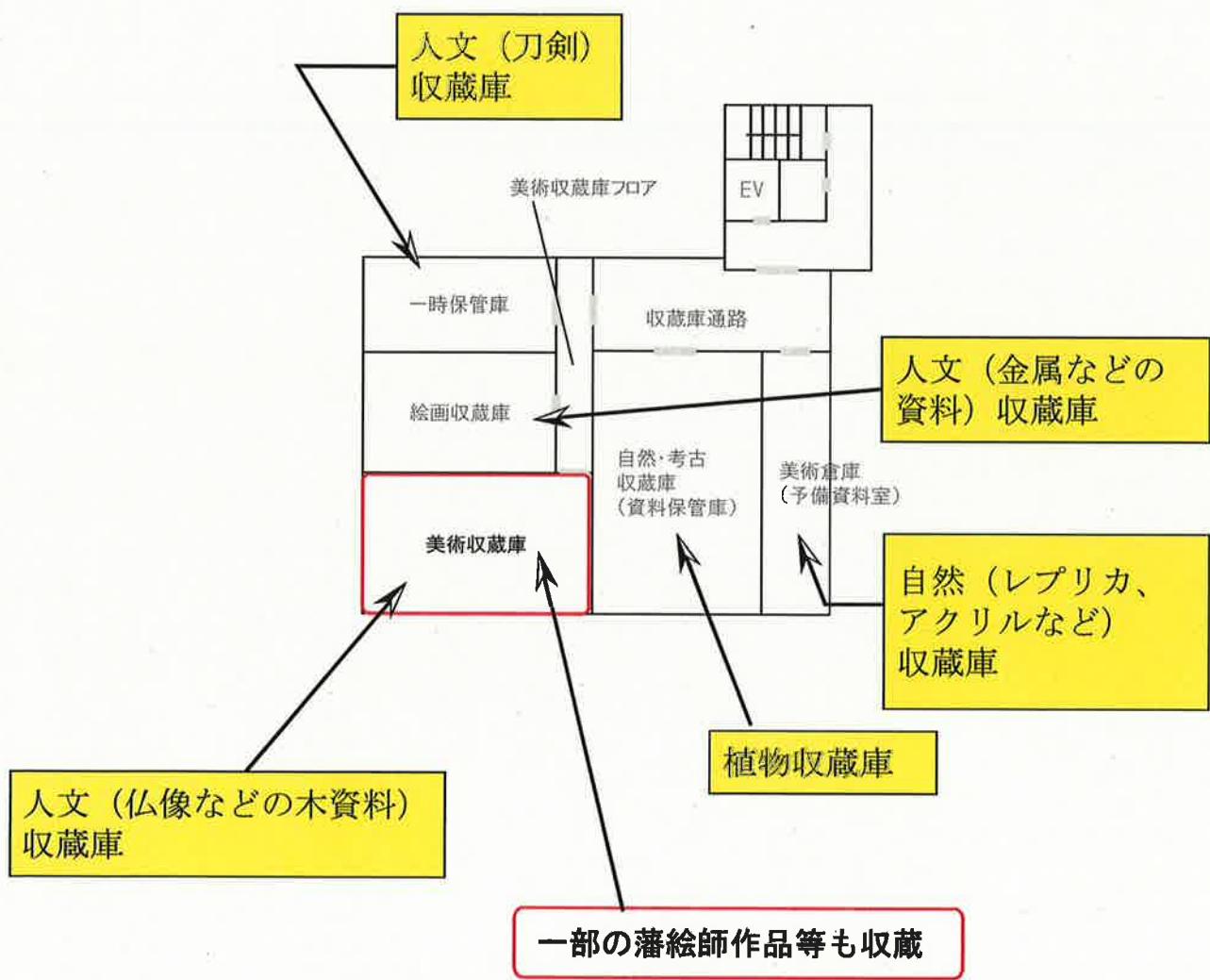
主な施設・設備(必要面積)				【現状】				【再配置案】(必要面積との差額への対応等)			
※青字は現施設にはないもの。				※美術分野含む				※屋外・緑風倉庫含む			
<b>収蔵庫</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>自然収蔵庫 ・地学、動物、昆虫、植物</li> <li>人文収蔵庫 ・歴史、近現代、民俗、考古</li> <li>美術収蔵庫 ・一部の墨絵師作品・ゆかりの民芸作品</li> </ul>				<b>自然</b> 1,130.5 m <sup>2</sup>  <b>人文</b> 1,320.0 m <sup>2</sup>  <b>美術</b> 99.0 m <sup>2</sup>				<b>自然</b> 706.2 m <sup>2</sup>  <b>人文</b> 830.0 m <sup>2</sup>  <b>美術</b> 550.0 m <sup>2</sup>			
<b>展示機材保管庫</b>				※屋外・緑風倉庫含む				<b>自然</b> 1,115.0 m <sup>2</sup>  <b>人文</b> 1,430.2 m <sup>2</sup>  <b>美術</b> 99.0 m <sup>2</sup>			
<b>【必要面積】</b> (自然)現状281.2+不足分828.4+将来分40.9=1130.5 (人文)現状735.8+不足分569.3+将来分113.9=美術収蔵分99.0=1320.0 (美術)99.0(現「美術収蔵庫」)				<b>【現状】</b> (自然)現状706.2 m <sup>2</sup> (人文)現状830.0 m <sup>2</sup> (美術)550.0 m <sup>2</sup>				<b>【再配置案】(必要面積との差額への対応等)</b> ・現在の第3特別展示室を使用(※一部棚数増等により収蔵力アップ→500m <sup>2</sup> 相当に) ・現在の講堂を使用(※一部棚数増等により収蔵力アップ→350m <sup>2</sup> 相当に) ・現在の収蔵庫を使用(※一部棚数増等により収蔵力アップ→1,700m <sup>2</sup> 相当に) 地階 895m <sup>2</sup> 一資料保管庫、史料書庫、倉庫など 1F 110m <sup>2</sup> 一階段下倉庫 3F 490m <sup>2</sup> 一資料保管庫、美術収蔵庫(一部の墨絵師作品等) ・岩石など温湿度の影響が少ない資料は、屋外倉庫等での保管も検討			
<b>煙蒸室</b>				300.0 m <sup>2</sup>				<b>m<sup>2</sup></b>			
<b>収集保管 計</b>				2,579.5 m <sup>2</sup>				<b>m<sup>2</sup></b>			
<b>常設展示室</b>				2,086.2 m <sup>2</sup>				<b>m<sup>2</sup></b>			
<b>企画展示室</b>				※館内のみ: 1,517.0 m <sup>2</sup>				<b>m<sup>2</sup></b>			
<b>展示 計</b>				2,644.2 m <sup>2</sup>				<b>m<sup>2</sup></b> ※一部棚数増等により収蔵力アップ→2,550m <sup>2</sup> 相当に			
<b>※屋外・緑風倉庫含む</b>				2,075.0 m <sup>2</sup>				<b>m<sup>2</sup> ※屋外倉庫80.0m<sup>2</sup>、緑風倉庫469.0m<sup>2</sup></b>			
<b>常設展示室</b> <b>企画展示室</b>				<b>自然</b> 1,290.0 m <sup>2</sup>  <b>人文</b> 1,404.0 m <sup>2</sup>				<b>自然⇒</b> 515.0 m <sup>2</sup>  <b>人文⇒</b> 515.0 m <sup>2</sup>  <b>1,030.0 m<sup>2</sup></b>			
<b>展示 計</b>				2,694.0 m <sup>2</sup>				<b>・現在の自然展示室及び歴史・民俗展示室を利用</b> <b>※歴史・民俗展示室内で混合展示</b>			
<b>※美術展示室・第3特別展示室含む</b>				2,080.0 m <sup>2</sup>				<b>・現在の第1特別展示室及び第2特別展示室を使用</b>			
<b>人文研究室A、執務室、修復室、研究用図書室</b> <b>人文研究室B、作業室</b> <b>自然研究室、執務室、研究用図書室</b>				<b>660.0 m<sup>2</sup></b>				<b>128.0 m<sup>2</sup></b> <b>108.0 m<sup>2</sup></b> <b>159.0 m<sup>2</sup></b> <b>395.0 m<sup>2</sup></b>			
<b>小計</b>				437.0 m <sup>2</sup>				<b>・研究室と執務室を兼ねることなどにより、スペースを有効活用する。</b> <b>・なお、研究用図書室は教育普及のための情報室と兼用する。</b>			
<b>資料写真撮影室</b> <b>資料点検室</b>				<b>100.0 m<sup>2</sup></b> <b>100.0 m<sup>2</sup></b>				<b>m<sup>2</sup></b> <b>m<sup>2</sup></b>			
<b>大型絵図を広げられる広さ</b> <b>同上</b>				880.0 m <sup>2</sup>				<b>m<sup>2</sup></b> <b>m<sup>2</sup></b>			
<b>調査研究 計</b>				437.0 m <sup>2</sup>				<b>395.0 m<sup>2</sup></b>			
<b>情報室(図書・映像)</b>				130.0 m <sup>2</sup>				<b>111.0 m<sup>2</sup></b> <b>153.0 m<sup>2</sup></b>			
<b>現史料閲覧室約100m<sup>2</sup>の1.3倍程度</b>				300.0 m <sup>2</sup>				<b>・現在の史料閲覧室を拡張</b>			
<b>多目的スペース</b>				206.0 m <sup>2</sup>				<b>260.0 m<sup>2</sup></b>			
<b>現史料閲覧室約100m<sup>2</sup>の1.3倍程度</b>				300.0 m <sup>2</sup>				<b>・現在の美術展示室(1F)を使用</b>			
<b>現大会議室約100m<sup>2</sup>と準備スペース約50m<sup>2</sup>の計150m<sup>2</sup>×2コマ同時に併用</b>				20.0 m <sup>2</sup>				<b>m<sup>2</sup></b>			
<b>ボランティア室</b>				22.0 m <sup>2</sup>				<b>・多目的スペースに体験実習が行える設備を整え、そこを活用</b>			
<b>教育普及 計</b>				750.0 m <sup>2</sup>				<b>435.0 m<sup>2</sup></b>			
<b>【管理・共用空間等】</b>				<b>他施設における標準的な占有率: 床面積 × 30%</b>				<b>3,066.0 m<sup>2</sup></b> <b>182.0 m<sup>2</sup></b> <b>94.0 m<sup>2</sup></b> <b>197.0 m<sup>2</sup></b> <b>20.0 m<sup>2</sup></b> <b>1,076.0 m<sup>2</sup></b> <b>99.0 m<sup>2</sup></b>			
<b>共用空間(エントランス、廊下、トイレ、休憩コーナー等)</b> <b>ショップ等</b> <b>館長室、事務室</b> <b>応接室、会議室</b> <b>スタッフルーム</b> <b>電気・機械室</b> <b>荷解場</b>				<b>3,510.0 m<sup>2</sup></b> <b>180.0 m<sup>2</sup></b> <b>94.0 m<sup>2</sup></b> <b>160.0 m<sup>2</sup></b> <b>20.0 m<sup>2</sup></b> <b>1,170.0 m<sup>2</sup></b> <b>400.0 m<sup>2</sup></b>				<b>3,066.0 m<sup>2</sup></b> <b>180.0 m<sup>2</sup></b> <b>94.0 m<sup>2</sup></b> <b>160.0 m<sup>2</sup></b> <b>20.0 m<sup>2</sup></b> <b>1,076.0 m<sup>2</sup></b> <b>138.0 m<sup>2</sup></b>			
<b>現状程度は必要</b> <b>現応接室と2F会議室程度は必要</b> <b>現状程度は必要</b> <b>他施設の標準的占有率: 床面積 × 10%</b> <b>トラックヤードの屋内化</b>				<b>※1F会議室含む</b>				<b>4,734.0 m<sup>2</sup></b> <b>4,734.0 m<sup>2</sup></b>			
<b>合計</b>				11,723.5 m <sup>2</sup>				<b>10,268.2 m<sup>2</sup></b> <b>9,699.0 m<sup>2</sup></b>			
<b>※館内のみ: 9,699.0 m<sup>2</sup></b>				<b>10,268.2 m<sup>2</sup></b> <b>9,699.0 m<sup>2</sup></b>				<b>・現務課職員減に伴い、コピー機等を総務課内に移動させ、1F会議室のスペースを含め全体をリノベーションする。</b> <b>・トラックヤードの屋内化は、施設の構造上不可能である。</b>			

## 〔図〕改修後の各階・室の再配置

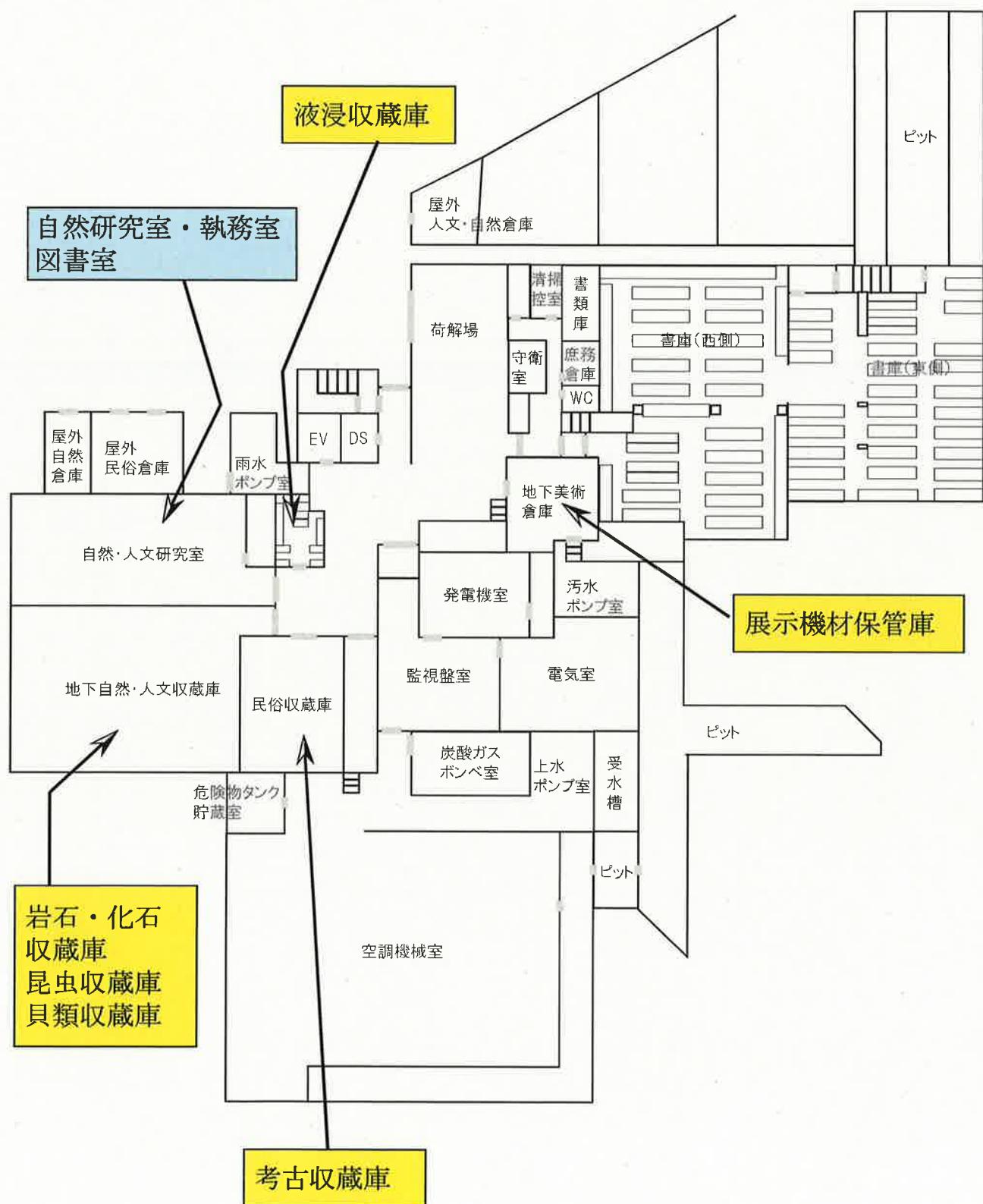




3 階



地 階



〔表2〕各室面積等の現状と改修後の比較

(単位: m<sup>2</sup>)

区分		現状(A)		改修後案(B)		増減
		諸室名等	面積	諸室名等	面積	
収集保管	自然	3F(自然・考古収蔵庫の一部)、B1F(自然・人文収蔵庫の一部、昆虫収蔵庫、屋外倉庫(植物標本等収蔵)、緑風倉庫(化石・岩石・図書等収蔵(展示機材等含む))	706.2	3F(レプリカ等収蔵、植物標本等収蔵)、B1F(岩石・化石・昆虫・貝類等収蔵、液浸標本収蔵)、屋外倉庫(植物標本等収蔵)、緑風倉庫(化石・岩石・図書等収蔵(展示機材等含む))	1,115.0	408.8
	人文	3F(自然・考古収蔵庫の一部)、B1F(自然・人文収蔵庫の一部)、屋外民俗倉庫(大型農具等)、人文・自然倉庫(土器等)、緑風倉庫(図書等)	830.0	3F(仏像など木資料、金属資料等、刀剣)、屋外民俗倉庫(大型農具等)、人文・自然倉庫(土器等)、緑風倉庫(図書等)	1,430.2	600.2
	美術	3F(美術収蔵庫、絵画収蔵庫、一時保管庫、通路、予備資料室)、2F(資料保管庫(絵画)、1F(階段下倉庫(彫刻))、B1F(美術倉庫(彫刻))、緑風倉庫(図書等)	550.0	鳥取藩絵師作品等	99.0	△ 451.0
計			2,086.2		2,644.2	558.0
展示	企画展示	第1~第3特別展示室	1,404.0	現第1・第2展示室	1,030.0	△ 374.0
	常設展示	自然展示室、歴史・民俗展示室、美術展示室	1,290.0	自然展示室(歴史・民俗との融合展示あり)、歴史民俗展示室(鳥取藩絵師作品等の混合展示あり)	1,030.0	△ 260.0
	計		2,694.0		2,060.0	△ 634.0
調査研究		学芸執務室、図書室(研究用図書室・美術研究室)、準備工作室(自然・人文研究室)	437.0	人文執務室・研究室・修復室・研究用図書室・作業室、自然執務室・研究室・研究用図書室	395.0	△ 42.0
教育普及		講堂・映写室、史料閲覧室	317.0	ボランティアルーム、多目的スペース、情報室(図書・映像)	435.0	118.0
管理・共用	共用空間	エントランス(ミューリッジアム・ショップ含む)、廊下、トイレ、休憩コーナー等	3,248.0	エントランス(ミューリッジアム・ショップ含む)、廊下、トイレ、休憩コーナー等	3,248.0	0.0
	管理・総務	館長室、応接室、総務課、1・2F会議室、荷解場、電気・機械室	1,486.0	館長室、応接室、総務課、1・2F会議室、荷解場、電気・機械室	1,486.0	0.0
	計		4,734.0		4,734.0	0.0
合計			10,268.2		10,268.2	0.0

※屋外倉庫、緑風倉庫を除く延床面積は9,699.0m<sup>2</sup>(改修後案も同じ)。

## 第6章 改修後の想定利用者数と運営経費見込み

前2章に掲げた計画に基づき事業を展開し、また施設・設備を改修した後の県博の利用者数を次のとおり想定し、また、当該利用者数等を前提とした収支の運営経費は、それぞれ次のとおり見込む。

### 1 想定利用者数（見込み）

#### 1 常設展示関連

(単位：人)

内 容		平成 26 実績	想定利用者数	想定利用者数の考え方
①	常設展示室 (新規・収蔵庫観覧)	31,910 (注1)	42,642	・平成 24～26 実績：平均 34,220 人/年 × 1.1 倍 = 37,642 人 ・融合展示の新設や学校等の利用促進による増：5,000 人
合 計		31,910	42,642	

#### 2 企画展示関連

(単位：人)

内 容		平成 26 実績	想定利用者数	想定利用者数の考え方
①	国内外の展覧会	11,695	19,748	・H26 実績は「胸キュン☆サンゴ展」のもの ・平成 24～26 実績：平均 13,165 人をベースに、開催期間を 2 倍（2 ヶ月程度）にすることで入場者数を 1.5 倍とする。
②	鳥取の展覧会	2,906	4,692	・H26 実績は「大麒麟獅子展」のもの ・平成 24～26 実績：平均 3,128 人をベースに、開催期間を 2 倍（2 ヶ月程度）にすることで入場者数を 1.5 倍とする。
合 計		14,601	24,440	

#### 3 調査研究関連

(単位：人)

内 容		平成 26 実績	想定利用者数	想定利用者数の考え方
①	研究相談	100	110	通常平均 100 人/年 × 約 1.1 倍
②	収集資料の研究利用 (研究者来館に限る)	0	50	(1 人/週) × 50 週
合 計		100	160	

#### 4 教育普及関連

(単位：人)

内 容		平成 26 実績	想定利用者数	想定利用者数の考え方
①	講座・観察会等	1,810	1,909	平成 24～26 実績（平均人 1,735/年）× 約 1.1 倍
②	アウトリーチ（学芸員派遣、移動博物館等）	6,630	4,471	平成 24～26 実績（平均 4,065 人/年）× 約 1.1 倍
合 計		8,440	6,380	

## 5 県民との連携関連

(単位：人)

内 容		平成 26 実績	想定利用者数	想定利用者数の考え方
①	ボランティア活動 (来館分)	240	500	(10 人/週) × 50 週
②	企画展示室 (貸館/共催企画も含む)	14, 193 (注2)	15, 449	平成 24~26 実績 (平均 14, 045 人/年) × 約 1.1 倍
③	会議室・講堂等貸館	1, 541	1, 632	平成 24~26 実績 (平均 1, 484 人/年) × 約 1.1 倍
合 計		15, 974	17, 581	
総 計		71, 025	91, 203	128%

注 1：3 分野（自然・人文・美術）全体の実績

注 2：殆どが美術関連の企画

## 2 運営経費の試算

### 《収 入》

(単位：千円)

項 目	現状 (H 2 6)		試算額	試算の考え方
	県博全体 (注)	うち自然・人文		
入館料収入 (常設展)	6, 574	2, 567	1, 512	○4.2 万人 × 0.2 × 180 円 = 1, 512 千円 ・入館料 180 円 ・有料入館者が 20% (平成 24~26 実績平均) として試算。
入館料収入 (企画展)			6, 480	○2.4 万人 × 0.45 × 600 円 = 6, 480 千円 ・入館料 600 円 (H27 実績の平均 [自然 700 円、人文 500 円]) ・有料入館者が 45% (平成 24~26 実績平均) として試算。
展示室使用料 収入	699	699	699	平成 24~26 実績 (平均 1, 484 人/年) × 約 1.1 倍
協賛金・雑入等	2, 221	2, 221	2, 221	※現在の協賛金が継続する前提
一般財源	413, 182	288, 609	289, 268	支出合計から、上記収入を除いた額
計	422, 676	294, 096	300, 180	102%

### 《支 出》

(単位：千円)

項 目	現状 (H 2 6)		試算額	試算の考え方
	県博全体 (注)	うち自然・人文		
職員人件費	176, 470	117, 366	117, 366	現員から美術関係職員を差し引いた常勤職員数 × 県職員の平均給与額 館長 1、学芸課長 1、総務部門 5 (課長・補佐 2・主事 2) 学芸部門 自然担当 4、普及担当 1、人文担当 5
施設管理費	88, 654	88, 654	88, 654	新美術館が建設されて美術部門が現施設から無くなっても、施設の大きさ等が変わらない以上、エレベーター保守、植栽管理、光熱水費、警備

				関係など管理費は引き続き同額が必要として算定。
企画展覧会運営費	76,094	30,418	36,502	企画展は現行の2回のまとめるが、会期を2ヶ月程度に延ばすことから、経費は1.2倍くらいかかるものとして算定。
常設展示運営費	16,168	8,168	8,168	
教育普及事業	7,757	3,957	3,957	
調査研究事業費	57,533	45,533	45,533	
計	422,676	294,096	300,180	102%

(注) 収入、支出とも山陰海岸学習館及び美術品取得関係を除く決算額である。

## 第7章 より効率的な改修・運営計画手法の検討

### 1 現状・課題検討委員会による提言

以上、現施設について県直営で改修整備して管理運営することを前提に検討を進めてきたが、それらをより効果的・効率的に行うためには、民間の技術・ノウハウや資金・活力をもっと積極的に導入することも考えてみる必要がある。これについて現状・課題検討委員会は、次のように指摘されている。

#### (1) 地方独立行政法人制度について

地方独立行政法人化については、①効率化が行き過ぎないようにすることと②独立のメリットが期待できる規模とすることに留意する必要があるが、県立博物館と市町村立の博物館・美術館・歴史民俗資料館等を一括して運営する地方独立行政法人(以下「一括独法」という。)は、各施設の運営負担の全体的軽減や施設間の連携強化、各施設のレベルアップ、広域的なサービス展開等を可能とする。

その中核的役割を担うことは、本県の中心的博物館たる県博の使命であり、県博自身の課題である地域や住民との連携・協働を推進することにも大いに役立つものである。市町村と一緒にになって、検討を進めていく必要がある。

#### (2) 指定管理者制度について

指定管理者制度については、①指定管理期間が短く継続して指定を受けられる保証がないことや②博物館・美術館等の特性を踏まえつつ指定管理の条件や業務範囲を設定することなどに留意する必要があるが、民間ノウハウを導入することで、来館者サービスの向上、利用者の利便性向上等による来館者増や効果的・効率的な運営による経費節減が期待されるなどの効果が見込まれるため、検討を進めていく必要がある。

### 2 現状・課題検討委員会の提言に対応した検討状況

#### (1) 地方独立行政法人による運営について

地方独立行政法人による運営については、美術館整備基本構想(以下「美術館構想」という。)検討時に県と市町村が所有する各施設を共同で運営する一括独法化の設立可能性が検討された結果、参画意思のある市町村が少なく、スケールメリットが期待できないことから、一括独法化について検討を進めるのは当面難しいとされ、現施設においても同様の状況になると考えられる。

#### (2) 指定管理者による運営について

指定管理者による運営についても、(1)と併せて美術館構想において検討され、メリット・デメリット比較等を経て、公共施設の指定管理については、過度な効率性や収益性の追求が施設本来の公共的な在り方、施設の公益的な設置目的を阻害することへの危惧があることも勘案し、そのようなことにならないよう留意しながら、新しい美術館を指定管理者に運営させることについて、引き続き検討し、指定管理とする場合でも美術館の管理部門の業務のみをその対象とする一部指定を念頭に検討を進めるものとされた。

この考え方は、現施設にも適用されうるものであることから、両館に共通する課題として検討する必要がある。

### 3 烏取県PPP／PFI手法活用の優先的検討方針に基づく検討

現施設の改修整備を進めるにあたっては、「鳥取県PPP／PFI手法活用の優先的検討方針」(平成28年3月29日制定)により、従来型手法(県の直営実施)に優先してPPP／PFI手法を検討するなど具体的な整備手法について工夫を図っていくこととなるが、県立美術館整備スケジュールを踏まえての改修整備となり、相当の年数が必要となることから、改めて、適当となる時期において施設・整備改修費等も含めた具体的な検討を進めていくこととする。

(参考：鳥取県PPP／PFI手法活用の優先的検討方針抜粋)

#### 1 検討対象事業

県で実施する以下の公共施設・設備整備事業（公共施設等の建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、県民に対するサービスの提供を含む。以下「公共施設整備事業」という。）については、PPP／PFIの活用を検討することとする。

①事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修）

②単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業（運営等）

(略)

また、他自治体で実績のある事業や公の施設の管理については、事業費が上記金額を下回っても、PPP／PFI手法の活用について検討を行うことができるものとする。

## 第8章 今後の進め方

現施設の改修及びその後の運営の方向等について、鳥取県立博物館協議会による審議を踏まえ、県教育委員会として、現時点での基本構想の中間とりまとめを行うものである。

この「中間まとめ」は、博物館の整備・運営手法以外についての考え方を整理したものであり、県立美術館整備スケジュール等を踏まえながら、改めてPPP/PFI優先方針に基づく整備・運営手法の検討を行ない、さらにその時点での必要な修正を踏まえて最終的なとりまとめを行うことが必要である。

また、本構想に掲げた、施設設備等の改修工事並びにリニューアルオープン後の自然、歴史・民俗分野が目ざす機能や事業を実現していくためには、美術館整備の進捗と密接に連動しつつ、博物館機能の担い手たる学芸員をはじめとした館職員が協働して準備を進めるとともに、様々な関係団体や有識者、利用者等の意見や要望、更には民間のノウハウ等も参考にしながら検討を進めていくことが必要である。

特に、美術分野が独立することで収蔵資料の増加に伴う狭隘化の問題がある程度解消できるが、反面、美術館が倉吉市に新築されることにより、東部地域で美術作品を鑑賞したり発表する機会が減少することが懸念され、東部地域の県民の方を中心にして、現施設での美術分野の事業展開等の維持を強く要望されていることに配慮する必要がある。

そのほか、現施設の改修工事期間中は、全ての収蔵物品を館外で保管・管理する必要があり、当該一時保管の課題も加える必要がある。

いずれにしても、現施設のリニューアルオープンは、平成36年度に予定されている美術館開館後の改修工事を経た後であり、現在から10年程度先になることから、その頃には博物館の利用ニーズや社会経済情勢等も相当変化していると予想されることから、適当な時期に本基本構想を時点修正することも必要である。

このように、美術館整備に係る検討状況を踏まえながら本構想の検討を行ってきたが、本構想は平成29年度までの利用者ニーズ等を踏まえた内容であり、前述による時点修正の検討機会を設けることのほか、構想に記載した事業計画の中には改修前であっても対応可能なものがあることから、できるところから順次実践して必要な改善・充実を図っていく必要があり、鳥取県教育委員会として今から努力していきたい。